

日立市しいの木学園の指定管理者の指定について

下記のとおり日立市しいの木学園の指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月7日提出

日立市長 小川春樹

記

- 1 施設の名称 日立市しいの木学園
- 2 指定管理者 特定非営利活動法人日立太陽の家
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

---

(提案説明)

日立市しいの木学園の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。